医薬品、 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医

薬品の種類等の一部を改正する件 新旧対照条文

 \bigcirc 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する

医薬品の種類等(昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号)(抄) (傍線の部分は改正部分)

鎮暈薬~鼻炎用点鼻薬(略)	鎮暈薬~鼻炎用点鼻薬(略)
1~4 (略)	1~4 (略)
び徐放性製剤を除く。)をいう。	び徐放性製剤を除く。)をいう。
とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及	とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及
の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的	の剤形のもの(医師が患者に施用し、又は処方することを目的
口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。)	口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。)
効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、	効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、
ル剤を除く。)、シロツプ剤、トローチ剤又はドロツプ剤(有	ル剤を除く。)、シロツプ剤、トローチ剤又はドロツプ剤(有
カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤(エリキシ	カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤(エリキシ
鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤であつて、	鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤であつて、
鎮咳去痰薬	鎮咳去痰薬
かぜ薬~瀉下薬(略)	かぜ薬~瀉下薬(略)
改正前	改正後

鼻炎用内服 薬

う。 く製剤、 施用し、 シル剤を除く。 カプセル 鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であつて 生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。 又は処方することを目的とするもの、 剤、 顆粒剤、 又はシロツプ剤の剤形のもの 丸剤、 散剤、 錠剤、 経口 漢方処方に基づ (医師が患者に 液 剤)をい (エリキ

1 略

2 有効成分の配合割合

(3)(1) (2)(略)

V 経口液剤又はシロ 別表第十四 0 Ι 0) ツプ剤以外のものに限り、 B項に掲げる有効成分を配合する場合は カコ "つ、 同 表の

に掲げる有効成分と配合してはならない。

- (4)(略)

3 \ 4

略

胃腸薬~ 鎮痒消炎薬 略

別表第一~ 第四 略

別

表第

五

鼻炎用内服 薬

く製剤、 う。 施用し、 シル剤を除く。 カプセ 鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であ 生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。)をい 又は処方することを目的とするもの、 ル 剤、 顆粒剤、 又はシロツプ剤の剤形のも 丸剤、 散剤、 錠剤、 \mathcal{O} 経 漢方処方に基づ П (医師が患者に 液 剤 (エリ つて ŧ

1 (略

2 有効成分の配合割合

(3)(1) 別(2) (略

VI経口液剤又はシロ 別表第十四 に掲げる有効成分と配合してはならない 0 Ι 0) ツプ剤以外のものに限 В 項に掲げる有効成分を配合する場 り か つ、 同 一合は 表 0

(4)(略)

3 4 (略

胃腸薬~ 鎮痒消炎薬 略

別 表第 第 加 略

別表第 Ŧī.

			III	П															I		
 			I																		区分
S 項	R 項	Q 項	P 項	O 項	N 項	M 項	L 項	K 項		J 項	I 項	H 項	G 項	F 項	E 項	D 項	C 項	B 項	A 項		ガ
(略)	(留)	(略)	(略)	(治途)	(略)		有効成分名														
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(略)	(50)	一回最大分量								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削除)	(略)	(50)	一日最大分量								
			•									•	•	•	•		•				
			Ш	П															I		区
S 項	R 項	Q 項	P 項	O 項	N 項	M 項	L 項	K 項		J 項	I 項	H 項	G 項	F 項	E 項	D 項	C 項	B 項	A 項		区分
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	塩化リゾチーム	(略)		有効成分名								
					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	$\bigcirc \cdot \bigcirc 1$	(略)	(50)	一回最大分量								
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	() () ()	(略)	(bb)	一日最大分量								

別表第六~第十八

(略)